

●香川県告示第168号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成27年5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 起業者の名称

高松市

2 事業の種類

市道木太鬼無線新設工事（香川県高松市鶴市町字御殿地内）及びこれに伴う導水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県高松市鶴市町字御殿地内

(2) 使用の部分

香川県高松市鶴市町字御殿地内

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県高松市西春日町字北山浦地内から同市鶴市町字本村地内までの延長2,307mの区間を全体計画区間とする「市道木太鬼無線新設工事及びこれに伴う導水路付替工事」（以下「本事業」という。）のうち、上記起業地に係る部分である。

本事業のうち、「市道木太鬼無線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される導水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第18号に掲げる水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

市道木太鬼無線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により、高松市長が市道として認定した路線であり、同法第16条第1項の規定により高松市が道路管理者となっていることなどから、起業者である高松市は、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本路線は、香川県高松市木太町字小原地内の県道中徳三谷高松線から同市鬼無町藤井地内の県道高松善通寺線までの延長7,540mの都市計画道路である。

現在、高松市中心地域から香西、弦打、鬼無、下笠井地区で構成される西部北地域（以下「西部北地域」という。）における幹線道路は、南北に国道11号、県道川東高松線及び県道檀紙鶴市線、東西に県道高松王越坂出線、県道高松善通寺線及び国道11号が整備されているが、このうち、高松市中心地域から西部北地域へのアクセスは、峰山（浄願寺山、石清尾山、紫雲山

等からなる石清尾山塊)があることから、地形的な制約により、主に県道高松善通寺線、国道11号に大きく迂回している状況である。

また、高松市中心地域の県道高松善通寺線の近隣には、県庁、大学・高校等の教育機関及び総合病院等の公共施設が数多く立地しており、これらの施設を利用するため交通量が多く、交通渋滞も発生しており、平成22年度道路交通センサスによる県道高松善通寺線の同市西宝町における混雑度は2.10に達している。さらに、これまでの台風等の大雨や高潮の災害時においては、市道高松海岸線の同市瀬戸内町付近、市道五番丁西宝線の同市昭和町付近、県道高松善通寺線の同市西宝町付近等で道路冠水が発生しており、一般車両や緊急車両の通行に支障をきたしている。

本事業は、このような状況に対応するため、東西方向の主要幹線道路を補完する幹線道路を整備し、高松市中心地域と西部北地域の通過交通を本路線に分散させることにより、道路交通の円滑化を図るとともに、機能的な都市・産業活動や安全な日常生活を支える道路ネットワークを形成するものである。

本事業の施行により、高松市中心地域の国道11号から県道川東高松線、県道檀紙鶴市線を介し、西部北地域の県道高松善通寺線に至る主要幹線道路を結ぶネットワークが形成されることになり、県道高松善通寺線の混雑緩和が図られるとともに、高松市中心地域と西部北地域の移動時間が短縮され、道路交通の円滑化が図られる。さらには、災害時における初期の救助活動や災害復旧の作業のための緊急輸送路の代替道路としての役割を果たし、安全安心なまちづくりに寄与するものとなる。

なお、本事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が香川県環境影響評価技術指針(平成19年香川県)に準じて、申請起業地区間について現況調査を実施しており、その結果を基に予測・評価をしたところ、生活環境に係る環境要素(大気質、騒音、振動、水環境)については全ての環境要素で評価基準を満足している。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

自然環境に係る環境要素(植物、動物)について、文献調査や上記現況調査等の結果、起業者が保護のための特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本事業の起業地内の土地において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、既に発掘作業が完了したものは、記録保存の措置が講じられているほか、起業者は、香川県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業は、道路交通の円滑化を図り、機能的な都市・産業活動に寄与するとともに、災害時においても安全な日常生活を支える道路ネットワークを形成することを目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第4種第2級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本事業の事業計画は、高松広域都市計画道路3・3・107木太鬼無線の都市計画決定と、道路の維持及び道路交通の安全確保に必要な法面箇所並びに本路線により遮断される高松

市上水道の導水路の機能復旧に必要な箇所を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本事業の施行に伴う導水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、県道高松善通寺線の混雑緩和を図るため、また、大雨や高潮の災害時や、今後発生が予測されている南海トラフ地震による津波発生時における、初期の救助活動や災害復旧の作業のための緊急輸送路の代替道路を確保するため、高松市中心地域の国道11号から県道川東高松線、県道檀紙鶴市線を介し、西部北地域の県道高松善通寺線に至る主要幹線道路を結ぶネットワークを形成する本事業は早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高松市都市整備局道路整備課